

大船渡

青空の下に見事に咲く満開の桜

今年の桜は、平成8年からの観測史上最も早い3月27日に開花し、4月中旬ごろには市内各所で満開を迎えました。

立根川沿いの桜並木は、今年もきれいに咲き誇り、散策などで道行く人たちに春の訪れを感じさせていました。



📌 主な内容

- 【特集】将来にわたり持続可能な地域経済の構築にむけて 【P 2～3】
- 吉浜地区太陽光発電事業に関する説明会を開催しました 【P 4～5】
- 新型コロナウイルス感染症対策～市が独自に取り組む支援策などについてお知らせします～【P 6～9】

みてトン！



大船渡市PRキャラクター
「おおふなトン」

5

2020

No. 1174

令和2年5月8日発行

■起業・創業支援
起業への興味のある人や実際に起業を志す人に対し、大船渡商工会議所などの関係機関と連携しながら、起業へのサポートをしています。個別相談やセミナーの開催

コト(事業)を
起こす人材を
応援する取り組み



■高校生向けの
ビジネスプラン作成講座
岩手大学との連携により、高校生を対象にワークショップ形式の講座を開催しています。単なるアイデア出しにとどまらず、地域の課題やニーズに応じた、より具体性・実現性のあるプラン作成へとつなげています。

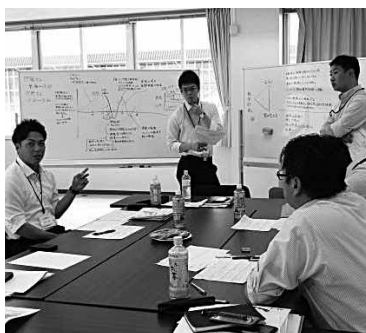
■新商品開発・新事業
チャレンジ支援
地域の農林水産物や未利用資源を活用した新商品の試作

市内では、趣味や特技を生かしながら、自分のライフスタイルの中で、自由にビジネスを始める女性起業家が増えています。
平成29年9月に設立された「けせん女志会」では、女性の起業家や経営者などが気軽に雰囲気の中で交流を深めており、市では同会の活動に対しても支援しています。



のほか、起業に向けた各種助成制度の申請サポートなど、起業家個々の状況に対応しながら支援しています。

「けせん女志会」の
活動を支援



市は、令和2年4月に組織再編を行い、商工港湾部に起業や新事業を行う事業者を総合的に支援する「産業政策室」を新設しました。ビジネスの観点から「チャレンジを志向する人や企業」を、これまで以上に積極的にサポートしていきます。



開発、6次産業化のほか、企業の技術革新や生産性向上などを図るため、北里大学や岩手大学と連携した取り組みなどを支援しています。

産業政策室を新設

未利用資源「クロモジ」を使った
アロマオイルを開発しました
～さとう整体療術院代表 佐藤健さん～



五葉山麓には、クロモジという樹木が自生していて、その樹皮には特有のさわやかな香りがあります。

震災後、日頃市町で整体院を開業するかたわら、地元日頃市町にある豊富な食べ物や未利用資源を活用して、地域の皆さんと喜べる商品を作りたいと思い、市の6次産業化支援事業補助金を活用して開発しました。

クロモジのアロマオイルは、日本特有の和精油として注目されており、今後の商品展開が楽しみです。



2月に盛町で訪問看護ステーション「花笑み(はなえみ)」
を開業しました！～中山千夏さん、田代歩さん～

私たちは、看護師がご自宅を訪問して、療養生活を支援するサービスです。小さなステーションですが、その分ご利用者やご家族一人ひとりの思いや生活スタイルに寄り添った、まごころ込めた温かみのある訪問看護を目指しています。

まずは、「訪問看護ってなに？ どういうお願いができるの？」といった小さなことでも構いません。どうぞお気軽に相談ください。

(3) 広報大船渡 令和2年5月8日号(No. 1174)

▶ 問い合わせ＝市役所 ☎0192②3111

将来にわたり持続可能な 地域経済の構築にむけて

～地域が人を育て、人が地域を成長させる～



▶ 問い合わせ先＝産業政策室(内線105)

今後の市内経済は、東日本大震災後の復興需要の収束や人口減少に伴う経済の基盤を支える生産者やサービス提供者の人手不足のほか、昨今の新型コロナウイルスの影響による人の交流機会の減退に伴う売り上げ減少など、さまざまな要因が重なることにより、全体として先細り感が心配されています。

このように社会情勢が変化する中において、将来にわたる、この地域で安定して生活するためには、地元企業や事業者を中心に「地域全体でお金を生み出す力(稼ぐ力)」を高めていくことが必要であり、そのためには、それを生み出す人材の育成・成長が鍵となります。

市では、新たな発想・工夫により変化と成長を起こす人や、地域の社会課題解決にビジネスの視点から挑戦する人、小さくても、まずは事業を始めてみようという人などを応援しています。

成長を生み出す人材を地域で育て、その人材が地元企業で活躍し、または、新たな事業を立ち上げ、将来的には、地域経済を押し上げる原動力

として活躍してもらうことが、将来にわたり持続可能な地域経済を創り出すことにつながります。

ここでは、「成長を生み出す人材を育てる取り組み」と「コト(事業)を起こす人材を応援する取り組み」を紹介しています。

成長を生み出す人材
を育てる取り組み

次世代を担う
経営者・後継者育成の場

～大船渡ビジネスアカデミー～

大船渡商工会議所が主催し、中小企業の経営者、後継者および幹部候補者などを対象に、自身の経営スキルの向上、自社の成長へ向けた計画の立案など、6カ月間にわたり学ぶ場で、昨年度までに25人が修

了し、活躍しています。

市では、このアカデミー開催にかかる事業費の一部を支援しています。

新しい発想を生み出す場

～大船渡ビジネスプランコンテスト～

潜在的なビジネスプランの発掘や、新しい発想を生み出せる起業家の育成を目的に開催しています。

地元の食材や資源を生かした新しいアイデアや、これまでの概念を超えた新たな価値創造の提案などが行われています。

市では、実行委員会事務局として本コンテストを運営するほか、最終審査会出場者への約2カ月間にわたるプランのブラッシュアップ(改良)の支援を行っています。



(2)

吉浜地区太陽光発電事業 に関する説明会を開催しました



今後の予定

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大が沈静化した段階で、事業計画の変更について市が主催する住民説明会を開催します。
- ② 市民の皆さんの理解が得られたならば、関係者の間で事業実施に関する協定書を締結した上で、新たに土地賃貸借契約を締結します。

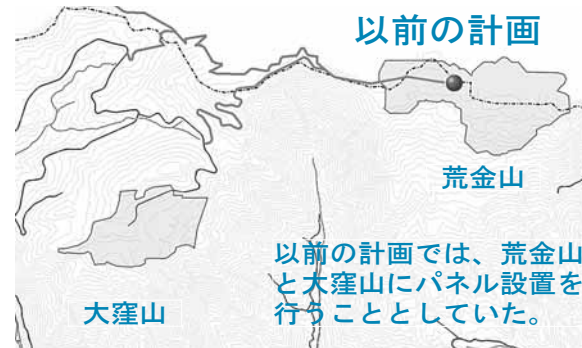
事業者からの説明

これまでの説明会などにおいて、住民の皆さんから工事施工に伴う自然環境への影響や濁水流出などを心配する意見が多かったため、次のとおり事業計画を変更しました。

事業計画の変更概要

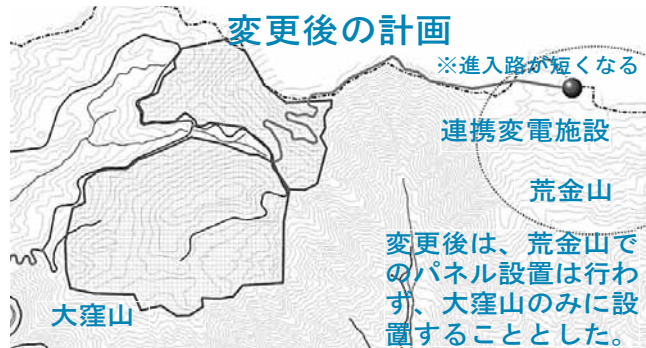
- ① 土地の形状変更が必要な荒金山では太陽光パネル設置を止め、変電施設だけを設置し、大規模な造成工事はいりません。
- ② 太陽光パネルは大窪山のみを設置します。このため大窪山の使用面積は増えますが、全体の発電規模は縮小します。

以前の計画



以前の計画では、荒金山と大窪山にパネル設置を行うこととしていた。

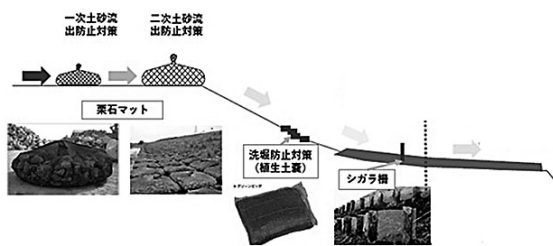
変更後の計画



※進入路が短くなる
連携変電施設
荒金山
変更後は、荒金山でのパネル設置は行わず、大窪山のみを設置することとした。

建設期間中濁水対策(大窪山牧場イメージ図)

一次・二次土砂流出対策、植生土壌、シガラ槽の設置



濁水対策など

濁水対策では、吉浜川に至るまでの間に、シガラ槽などを何重にも設置して、水の汚れをろ過する計画です。

市からの説明

吉浜地区太陽光発電事業については、吉浜地区内外からの反対署名や、一方で事業を推進すべきとの要望などさまざまな意見をいただいています。

その中で、地区住民より「事業に対する市の考えを聞きたい」との声が寄せられたことから、市主催による説明会を開催することにしました。

市の基本姿勢

① 地球温暖化の影響が、自然災害の増加からサケ・サンの漁獲量などにも広がる中、温暖化抑止の対策は全世界の重要課題で、再生可能エネルギーへの転換は不可欠です。

② 太陽光発電事業は、温暖化対策だけでなく、地元企業への工事発注、税収による市民サービスの維持拡大、地元への利益還元による地域活性化など、大変有意義な事業であると認識しています。

③ 市内に太陽光発電の適地と、そこで発電事業を計画する

出席者の 主な発言と応答

問 山田町の太陽光発電所建設工事で川に濁りが発生したと聞いている。

答 山田町の工事では、川の濁りを下流3カ所で毎日観測していますが、基準値を超えたことはなく、生活環境への影響はありません。また、大窪山では工事方法が大きく異なるため、発生の可能性は低くなります。

問 水源である大窪山を太陽光パネルで覆うと、吉浜川の水量が減るのではないかと。

答 太陽光パネルの真下にも、現状と変わらず草木が生え、土地の保水力は大きく変わることはないため、水量が減ることはないと考えています。

問 市は住民の意向をどのように把握するのか。

答 今後、事業計画の変更に関する説明会を開催し、工事内容、吉浜地区への影響の程度、市の関わり方、基本的な考えなどを市民の皆さんに伝え、総合的に判断します。

企業があるならば、市として事業の意義や工事計画について地域の皆さんに説明して理解を得るよう努め、事業実施につなげたいと考えています。

市による事業管理

市は、吉浜地区での太陽光発電事業に対し、災害や環境に配慮した工事にするため、次の通り指導・管理を行います。

① 事業実施に関する土地賃貸借契約書などに、工事段階から発電所が稼働した後に、市が事業内容を調査・指導し、従わない場合は事業を停止・中止させることを明記します。

② 市は、県立自然公園の管理者である岩手県と連携し、専門的な助言を得ながら事業実施の指導にあたります。

杭基礎
(打込み杭、スクリー杭)



に、市はこの事業を実施した場合のメリットを示してほしい。

答 固定資産税や土地の賃借料などで年平均8千万円前後の収入増となるのが大きなメリットです。

問 吉浜川の水が濁ると、サケのふ化場への影響が心配だ。

答 サケのふ化場で使用する水は井戸から汲み上げており、影響はないと見込まれます。

○他にも、次のような貴重な意見をいただきました。

■ 今回の計画変更が地域の不安を解消するためであれば、住民に対して変更の意義などを詳しく説明することが大切だ。

■ 今後、吉浜地区住民の意向を再度確認するのであれば、住民を二分するようなことにならないよう、また事業期間中に成人する年代の意向も反映できるよう、把握の方法を検討してほしい。

※この事業に関して質問や意見がある場合は、左記へ連絡ください。

▽環境未来都市推進室

(☎ 内線214)

新型コロナウイルス感染症対策 市が独自に取り組む 支援策などについてお知らせします

市は、市民の健康・生命を守ることを第一に、関係機関と連携を密に、感染防止対策に万全を期すとともに、市内経済活動および市民生活の安定・維持に資するように、経済対策と生活困窮対策の二本立てで継続して必要な支援に取り組みます。また、万一感染が拡大した場合でも、必要な行政サービスを提供できるように、業務継続計画を策定したほか、5月1日付で専門部署を新設し、感染症対策の強化・迅速化を図っていきます。

※本号6～8ページでお知らせする支援策の内容は、4月28日時点のものであり、今後の情勢の変化等により変更となる場合があります。

大船渡市の支援策

中小企業事業継続支援金（新規）

▽対象Ⅱ市内に主たる事業所を有する事業者（個人・法人）

▽申請期間Ⅱ5月11日（月）～6月30日（火）まで

▽申請方法Ⅱ感染予防対策の観点から、原則、申請様式を市ホームページからダウンロードし、添付書類と併せ郵送。

▽補助額Ⅱ30万円（1回限り）

▽申請・問い合わせ先Ⅱ商工課（☎内線109・111）

飲食業等業務継続活動支援補助金（新規）

▽対象

①店舗で飲食を提供する事業者（個人・法人）

②複数の①の事業者で構成する団体・グループ（任意可）

※4月1日まで遡及して適用

▽条件Ⅱ新型コロナウイルス感染症の影響による来店者数減少に伴い、宅配やテイクアウトなどに新たに組み込むための広告費用など

▽申請期間Ⅱ5月11日（月）～6月30日（火）まで

▽申請方法Ⅱ感染予防対策の観点から、原則、申請様式を市ホームページからダウンロードし、添付書類と併せ郵送。

▽補助額Ⅱ上限20万円（対象事業費の10分の10以内）

▽申請・問い合わせ先Ⅱ商工課（☎内線109・111）

大船渡市生活支援臨時給付金（新規）

▽対象Ⅱ岩手県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）の貸付決定を受けた世帯

※大船渡市社会福祉協議会に貸付申請したものに限る。

▽支給額Ⅱ貸付決定額の2割の額（1世帯1回限り）

▽支給方法Ⅱ申請者が指定する金融機関口座へ振り込み

▽申請期限Ⅱ国の特別定額給付金の申請期限まで

付金の申請期限まで

▽申請方法Ⅱ生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）の貸付決定を受けた後、市に郵送または窓口で申請

▽提出書類Ⅱ申請書、岩手県社会福祉協議会交付の貸付決定通知書の写し

▽申請・問い合わせ先Ⅱ地域福祉課（☎内線185）

住居確保給付金

▽対象Ⅱ離職や自営業の廃止、または給与などを得る機会が個人の責によらない理由で減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者で、住居を失った者または住居を失う恐れのある者。

※収入や資産などの要件あり

▽支給上限額（月額）

- ・1人世帯Ⅱ31,000円
- ・2人世帯Ⅱ37,000円
- ・3～5人世帯Ⅱ40,000円

※6人世帯以上については、問い合わせください。

▽支給期間Ⅱ原則3カ月

※最長9カ月まで延長可能

▽支給方法Ⅱ住宅の貸主などの金融機関口座へ代理納付

▽申請先・方法Ⅱ事前に大船渡市社会福祉協議会に相談の上、申請してください。

※うち市が1・5%を負担

※セーフティネット保証1～4号および6号、特別小口資金適用の場合、さらに0・1%割引

・保証料Ⅱ原則全額補給

・貸付期間Ⅱ7年以内（運転資金）、10年以内（設備資金）

・保証人Ⅱ取扱金融機関の所定の条件による

※本制度を利用する場合、事前に金融機関に相談ください。

▽問い合わせ先Ⅱ商工課（☎内線109・111）

渡市社会福祉協議会に相談の上、申請してください。

▽問い合わせ先

地域福祉課（☎内線185）

大船渡市

中小企業資金融資

保証協会対象業種で、納期到来済の市税などを完納している市内中小企業者（NPO法人含む）が対象となります。

- ・融資限度額Ⅱ3,750万円（運転資金、設備資金）、1,250万円（開業資金）
- ・融資利率Ⅱ年2・7%（3年以内）、年2・9%（3年超）

※うち市が1・5%を負担

※セーフティネット保証1～4号および6号、特別小口資金適用の場合、さらに0・1%割引

・保証料Ⅱ原則全額補給

・貸付期間Ⅱ7年以内（運転資金）、10年以内（設備資金）

・保証人Ⅱ取扱金融機関の所定の条件による

※本制度を利用する場合、事前に金融機関に相談ください。

▽問い合わせ先Ⅱ商工課（☎内線109・111）

納税が困難な人に対する猶予制度

徴収の猶予について

新型コロナウイルス感染症に家族を含む納税者がり患した場合のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により以下のケースに該当した人は、地方税の猶予制度があります。

▽本人または生計を同じにする家族が感染した場合

▽財産に著しい損失が生じた場合

▽感染者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合など

▽事業を廃止または休止した場合、利益の減少などにより著しい損失を受けた場合

申請による 換価の猶予について

右記の徴収の猶予のケースに該当しない人であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付できない場合は、申請による換価（財産を売却処分すること）の猶予制度がありますので、相談ください。

▽問い合わせ先Ⅱ税務課収納係（☎内線158・161）

水道料金などの支払期限延長について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したり、感染の疑いにより水道料金、下水道使用料、漁業集落排水施設使用料の支払いが期限までに困難な人は、以下により支払期限を延長します。

対象となる水道料金など

支払期限が5月5日から7月5日までのものについて、7月31日まで支払期限を延長します。

※個人、事業所全ての人が対象です。

受付方法

電話により申し出ください。なお、必要に応じて状況を確認できる書類を提出いただく場合があります。

申し出／問い合わせ先

水道事業所

（☎内線174・205）

市営住宅等使用料の納付相談受付について

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少するなどにより、市営住宅等使用料の

国の支援制度

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2億8千万円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り制度です。事前に市長の認定が必要となります。本制度を利用する場合、事前に金融機関に相談ください。

▽セーフティネット保証4号

Ⅱ自然災害などの突発的事由により、幅広い業種で影響が生じている地域について、一般保証とは別枠（最大2億8千万円）で借入債務の100%を保証（売上高が前年同月比20%以上減少などの場合）

▽セーフティネット保証5号

Ⅱ全国的に業況の悪化している業種について、一般保証とは別枠（最大2億8千万円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証（売上高が前年同月比5%以上減少などの場合）

住居確保給付金

▽対象Ⅱ離職や自営業の廃止、または給与などを得る機会が個人の責によらない理由で減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者で、住居を失った者または住居を失う恐れのある者。

※収入や資産などの要件あり

▽支給上限額（月額）

- ・1人世帯Ⅱ31,000円
- ・2人世帯Ⅱ37,000円
- ・3～5人世帯Ⅱ40,000円

※6人世帯以上については、問い合わせください。

▽支給期間Ⅱ原則3カ月

※最長9カ月まで延長可能

▽支給方法Ⅱ住宅の貸主などの金融機関口座へ代理納付

▽申請先・方法Ⅱ事前に大船渡市社会福祉協議会に相談の上、申請してください。

※うち市が1・5%を負担

※セーフティネット保証1～4号および6号、特別小口資金適用の場合、さらに0・1%割引

・保証料Ⅱ原則全額補給

・貸付期間Ⅱ7年以内（運転資金）、10年以内（設備資金）

・保証人Ⅱ取扱金融機関の所定の条件による

※本制度を利用する場合、事前に金融機関に相談ください。

▽問い合わせ先Ⅱ商工課（☎内線109・111）

▽危機関連保証Ⅱ新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高などが急減する中小企業・小規模事業者において、一般保証およびセーフティネット保証とはさらに別枠（最大2億8千万円）で借入債務の100%を保証。（売上高が前年度同月比15%以上減少などの場合）

▽問い合わせ先Ⅱ岩手県信用保証協会大船渡支所（☎271224）

雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金などのうち一定割合を助成。

▽支給額Ⅱ対象労働者1人1日当たりの上限額8,330円

▽問い合わせ先Ⅱ大船渡公共職業安定所（☎274165）

働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）

対策としてテレワークを新



国の支援制度については市ホームページをご覧ください。

岩手県の支援制度

■岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金

岩手県内に事業所を有する中小企業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高または販売数量が減少している事業者が対象となります。

- ・融資限度額 8 千万円
- ・融資金利率 固定金利 1・4 % 以内、変動金利 1・2 % 以内（融資時点の利率）
- ・保証料率 0・4 %
- ・貸付期間 最長 10 年間
- ・据置期間 2 年以内
- ※本制度を利用する場合、事前に金融機関に相談ください。

▽問い合わせ先

岩手県商工労働観光部経営支援課（☎ 0 1 9 - 6 2 9 1 5 5 4 2）



岩手県の支援制度についての詳細は市ホームページをご覧ください。

外出自粛の中でも毎日コツコツ運動習慣！！ ～自宅でもできる筋力アップ体操～

新型コロナウイルス感染防止対策により、通いの場やサロンが中止になったり、人と話しをしなくなったり、運動不足になっていませんか？先の見えない状況が続いていますが、自宅でもできる筋力アップ体操でみんな元気になりましょう。

■足・パカ運動

・正面を向いて立ちます。



・膝を伸ばしたまま右足を横に上げます。



・ゆっくり下ろします。
・片足でしっかりバランスを取ります。
・反対も同様に行います。



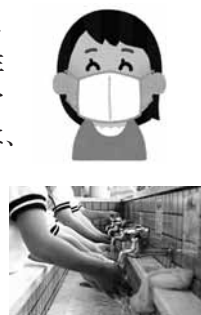
悪い例

新型コロナウイルス感染症対策に係る体制を強化しました

市は、緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されたのを受け、新たに「新型コロナウイルス感染症対策室」を設けるとともに、万一、市職員やその家族などが感染した場合に備え、市民の生命および健康の保護、市民生活に及ぼす影響の最小化に努め、市政を継続するために大船渡市業務継続計画「新型コロナウイルス感染症対応版」を策定しました。

▽問い合わせ先

総務課人事係（☎ 内線 2 3 2）



■新型コロナウイルス感染症に備えて、一人ひとりができる対策

新型コロナウイルス感染症は、感染者が咳やくしゃみをした時のしぶきに含まれるウイルスを周囲の人が吸い込むなどにより、体内に取り込むことで感染が広がっていきます。

感染の広がりを予防する一つの方法として、この感染が広がっていく経路を遮断することが必要です。そのために、「手洗い」「咳エチケット」を行いましょう！

■手洗い・咳エチケットに取り組みましょう！

ドアノブなどさまざまなものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。帰宅時や食事前など、こまめに手を洗いましょう。また、咳やくしゃみをするときは、以下に注意しましょう。

- ・ティッシュなどで鼻と口を覆う。
- ・マスクを着用する。
- ・とっさのときは袖や上着の内側で覆う。
- ・周囲の人からなるべく離れる。
- ・こまめに手洗いをする。

■ふくらはぎのトレーニング

・両足をそろえて立ちます。（お腹とお尻に力を入れ準備）
・かかとを持ち上げて10秒キープ！（お尻もキュッと引き締めます）



・ゆっくりとかかとをおろします。

※床を指でつかむように意識してみよう。
※親指の付け根に体重を乗せよう。
※バランスを取って転ばないように！



きつい人は座ってもOK！

特別定額給付金についてお知らせします

令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることになりました。市は、できるだけ早く市民の皆さんに給付できるように準備を進めています。

▷給付対象者＝令和2年4月27日時点で住民基本台帳に登録されている人

▷受給権者＝給付対象者の属する世帯の世帯主

▷給付額＝給付対象者1人につき10万円

▷申請方法＝感染拡大防止の観点から、郵送またはオンライン（マイナンバーカード所持者が利用可能）による申請が基本となります。
※やむを得ない事情がある場合は、窓口での申請が可能です。

▷給付方法＝申請者（世帯主）の本人名義の金融機関口座へ給付対象者分を一括して振り込み

▷申請受付・給付開始日（予定）

- ・5月9日（土）までに市から対象世帯宛て申請書を送付
- ・5月11日（月）から申請（郵送またはオンライン）の受付を開始
- ・5月下旬から週1回の給付日を設け振り込み
※申請から給付までの目安は2～3週間ですが、申請件数により前後します。

▷コールセンター連絡先

特別定額給付金に関する問い合わせは、総務省が専用のコールセンターを設置しています。（☎ 0 3 - 5 6 3 8 - 5 8 5 5）※午前9時から午後6時30分（土曜、日曜、祝日を除く）
※新型コロナウイルス感染拡大に便乗した「振り込め詐欺」「個人情報の搾取」に注意してください。

■スクワット

・手を前に伸ばし、足を肩幅に開きます。（目線はまっすぐ前、お腹に力を入れて準備）

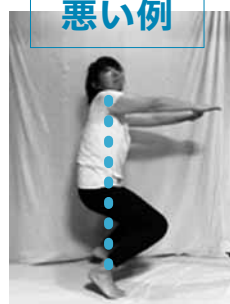


・お尻を後ろに突き出すように膝を曲げます。



・ゆっくりと立ち上がります。
※かかととは付いて行いましょう。

※膝がつま先より前に出ないようにしましょう。
※テーブルや椅子につかまらなくても良いです。



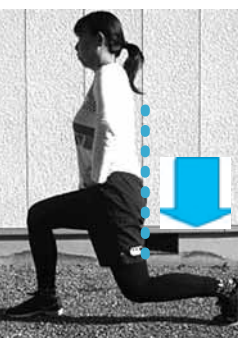
悪い例

■フロントランジ

・右足を1歩前につきます。（体がグラグラしないように安定させる）



・後ろの膝を地面に近付けます。



※体が前に倒れないようにしましょう。

※反対の足も同様に行います。きつい人は動きを小さくしましょう。

○目標は1セット10回を1日3セット！

○最初は小さな動きから！
○慣れてきたらゆっくり大きく動いてみましょう。

▽問い合わせ先 地域包括ケア推進室
（☎ 内線 4 3 9、4 4 0）

個人市民税・県民税納税通知書の発送と 市県民税所得課税証明書の発行開始日のお知らせ

▷問い合わせ先＝税務課市民税係(☎内線154)

■納税通知書の発送日

- ▷給与特別徴収(給与からの天引き)の人
- ・5月14日(木)に勤務先へ発送します。
 - ・勤務先から「令和2年度給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」がお手元に届きます。
- ▷普通徴収(納付書または口座振替での納付)および年金特別徴収(年金からの天引き)の人
- 6月11日(木)に納税義務者宛てに「令和2年度

市民税・県民税納税通知書」を発送します。

■証明書の発行開始日について

令和2年度(令和元年中の所得)市・県民税所得課税証明の発行開始は、6月11日(木)からとなります。



農業委員会の委員を募集します

▷応募先／問い合わせ先＝農業委員会事務局(☎内線356)

現行農業委員の任期が令和2年11月19日までとなっていることから、市では、以下のとおり農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します。

▷募集人数

- ①農業委員＝10人(月額報酬33,000円)
 - ②農地利用最適化推進委員＝10人(月額報酬30,000円)
- ▷任期＝令和2年11月20日～令和5年11月19日
- ▷身分＝市の特別職の非常勤職員
- ▷募集期間＝5月20日(水)～6月19日(金)

- ▷業務内容＝毎月開催される農業委員会総会における農地の許認可の現地調査、審議、農地パトロールや相談業務など
- ▷応募方法＝所定の申込書に必要事項を記入の上、持参または郵送により農業委員会事務局まで提出ください。

※募集案内および申込書は、農業委員会事務局および三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所に備え付けているほか、市のホームページからダウンロードできます。

シカ防護網の申し込みを受け付けます

▷問い合わせ先＝農林課林業係(☎内線7127)

市は、シカなどによる農作物被害を防止するため、シカ防護網の申し込みを受け付けます。

購入する際は、費用の一部負担の必要があります。数に限りがありますので、早めに申し込みください。

なお、使用済みの防護網は産業廃棄物扱いとなりますので、クリーンセンターへの持込みはできません。産廃業者などに連絡ください。

▷規格＝ポリエチレン製で、1反当たりの大きさ

は縦2メートル、横50メートルです。網目の大きさは5センチメートルです。

- ▷対象＝市内に農地を所有している人
- ▷購入者負担金(1反当たり)＝3,500円
- ▷配布上限＝1世帯につき2反まで
- ▷申込方法＝大船渡市農業協同組合本店または市内各支店で、申請書に必要事項を記入の上、申し込みください。
- ▷申込締切日＝5月25日(月)
- ▷持参するもの＝印鑑

軽自動車税(種別割)納税通知書の 発送と減免についてのお知らせ

▽問い合わせ先Ⅱ税務課諸税係(☎内線153)

軽自動車税(種別割) 納税通知書の発送日

軽自動車税(種別割)の納税通知書は、5月12日(火)に発送します。納付期限は、6月1日(月)です。

軽自動車税 (種別割)の減免

次のような軽自動車について、申請により軽自動車税(種別割)が減免される場合があります。

※自動車税(種別割)(県税)の減免を受ける場合、軽自動車税(種別割)は減免適用になりません。

■対象となる軽自動車

(1)障がいのある人が所有する軽自動車で、次のいずれかに該当する場合

(3)障がいのある人が利用するための構造になっている軽自動車

▽障がいのある人が自ら運転している場合

▽生計を一にする家族が、障がいのある人の通学、通院などのためにもつぱら運転している場合

▽障がいのある人を常時介護している人が運転している場合(障がいのある人のみで構成される世帯の人を介護している場合に限る)



■申請期限

5月29日(金)【期限厳守】

■申請に必要なもの

- ・軽自動車税(種別割)納税通知書
- ・印鑑
- ・自動車検査証
- ・運転免許証
- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳または戦傷病者手帳
- ・納税義務者の「個人番号の通知カード」または「個人番号カード」

■申請場所

税務課諸税係(7番窓口)
(☎内線153)

大船渡線BRTの迂回運転について

大船渡線BRTでは、工事のため小友～盛駅間で一般道への迂回運転を行います。

- ▷実施期間＝5月11日(月)から5月31日(日)まで
※進捗により変更場合があります。
- ▷迂回区間＝右に記載の便を除き、小友駅から盛駅まで、一般道(県道38号及び国道45号など)を迂回運転します。これにより基石海岸口～盛の各駅において乗降場所が変更となります。なお、臨時の乗降場所については各駅のポスターで確認ください。
- ▷利用の際の注意点＝迂回運転の実施に伴い、ダイヤに遅れが生じる見込みです。気仙沼駅や盛駅などで乗り換えする場合は、時間に余裕をもって利用ください。
- ▷列車時刻、運賃・料金、空席情報の案内に関するお問い合わせ先＝JR東日本お問い合わせセンター(☎050-2016-1600)

上り(陸前高田方面)

盛 発	陸前高田着	終 着
5:27	6:06	気仙沼
5:52	6:39	陸前矢作
▲6:22	▲7:09	▲陸前矢作
6:42	7:29	陸前矢作
▲7:02	▲7:49	▲気仙沼
7:22	8:09	気仙沼

下り(盛方面)

始 発	陸前高田発	盛 着
陸前矢作	5:43	6:32
気仙沼	6:13	6:54
陸前矢作	6:23	7:12
▲陸前矢作	▲6:38	▲7:27

(※▲印は土曜・休日運休)

農用地区域からの除外(農振除外)の手続きについて

▷提出先/問い合わせ先＝農林課農政係(☎内線7124)

農用地区域内の土地を、やむを得ず農業以外の用途(住宅、資材置場等)に転用、土地の開発行為などを行う場合には、行為を行う前に、農用地区域からの除外(農振除外)を行った上、農地転用の許可を受ける必要があります。農振除外の手続きは農林課、農地転用の手続きは農業委員会です。

本年度行う農振除外の手続き方法などは次のとおりです。

■受付期間

▷8月17日(月)から8月28日(金)まで
※決定までに6カ月程度の期間を要します。異議申立や審議状況などにより、さらに日数を要する場合があります。

■提出書類

▷農業振興地域整備計画に基づく農用地利用計画の変更申出書
▷具体的な事業計画書
▷登記事項証明書、登記簿謄本
▷公図の写し
▷案内図(縮尺1/1500～1/5000程度)
▷転用目的に応じた図面など
※住宅などの建築の場合は配置図、設計図など
※資材置き場の場合は、公図写しや地籍図などに何の資材をどの程度置くかを明記したもの

※駐車場の場合は、公図写しや地籍図などに駐車台数を明記したもの
▷隣接する農地所有者の同意書(任意様式)
▷抵当権者等利害関係者の同意書(任意様式)
▷その他申し出内容により、市長が必要と判断する書類

■許可要件

農用地区域に認定されている農地は、原則、農用地等以外に変更することはできませんが、次の5つの要件を全て満たす農地に限り、農地以外に変更できる場合があります。

- ①代替の土地がない
※所有地や地価が安いなどは理由にならない場合があります。
- ②周辺の土地利用への支障がない
- ③認定農業者または農業法人などの農業経営に支障がない
- ④土地改良施設への支障がない
- ⑤土地改良事業から、8年以上が経過している
※区域の確認や手続き方法の詳細は、市ホームページまたは農林課まで問い合わせください。



5月8日～5月17日は自転車の安全利用推進期間です

▷問い合わせ先＝市民環境課交通安全係(☎内線127)

スローガン

子ども親も 自転車乗る時 ヘルメット

手軽な乗り物である自転車も、自動車やバイクと同じ「車両」です。整備をしっかり行い、傘さし運転、携帯電話やヘッドホンを使用しながらの運転は絶対にやめ、交通ルールを守って正しく利用しましょう。

また、自転車における右側路側帯の通行は原則禁止されていますので、路側帯は左側を通行するように心掛けましょう。



自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
○夜間はライトを点灯
○交差点での信号遵守と一時停止
- 5 子どもはヘルメットを着用

防災行政無線などを用いた情報伝達訓練を行います

▷問い合わせ先＝防災管理室(☎内線239)

Jアラート(全国瞬時警報システム)による緊急情報を確実に伝えるため、全国一斉の訓練が行われます。

▷日時＝5月20日(水)午前11時ごろ

▷内容＝市内に設置している防災行政無線の屋外拡声子局および希望世帯に設置した戸別受信機から放送を行うほか、SNSへの配信、FMねまらいんへの割込放送も行います。

なお、実際にJアラートの情報を受信した場合、緊急地震速報メールが配信されますが、今回の訓練では配信されません。

※Jアラート(全国瞬時警報システム)とは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市町村へ、人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。

■放送内容

(上りチャイム)
これはJアラートのテストです。
※3回繰り返し
(下りチャイム)

■本年度の防災行政無線などを用いた情報伝達訓練の実施予定日

▷情報伝達訓練＝10月7日(水)、令和3年2月17日(水)

▷緊急地震速報伝達訓練＝6月17日(水)、11月5日(木)

※訓練を実施する際は、あらかじめお知らせします。



大船渡市空家等対策の推進に関する条例を制定しました

▷問い合わせ先＝住宅公園課庶務係(☎内線326)

市は、この条例および国が定めた「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家特措法」という。)」に基づき、空家等の所有者または管理者(以下「所有者等」という。)に対し自らの責任において適切な管理を求めるとともに、必要な対応を行っていきます。

■条例の目的

空家等(※)が適切に管理されないと、防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことにつながります。

この条例は、空家特措法に定められているもののほかに必要な事項を定め、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、良好な生活環境の保全及び安全で安心して暮らせる社会の実現に資することを目的としています。

■条例の主な内容

▷所有者等の責務(第3条)

空家等は個人の財産であり、所有者等の責任に



周囲の迷惑とならないよう、適切な管理をお願いします。

※空家等とは…建物や建物に付属する工作物で、常に居住その他の使用がなされていないもの及びその敷地・立木など
※特定空家等とは…倒壊等著しく危険となる恐れのある状態や、著しく衛生上有害となる恐れのある状態など

お祝い お悔やみ (敬称略)

4月6日～4月20日届け出

○お誕生おめでとう ()は保護者

(大船渡町)	後藤 朔斗 (俊太)	地ノ森
	鈴木 悠叶 (忠)	山馬越
(末崎町)	佐藤 紬 (慎太郎)	中野
(赤崎町)	佐々木 遥都 (克徳)	沢田
(立根町)	廣田 泰一 (将)	下欠
(日頃市町)	猪股 えみ花 (大貴)	沼川

○お悔やみ申し上げます

(盛町)	松澤 富子 (98)	みどり町
	佐藤 勝利 (75)	東町
	佐々木 章弘 (90)	下館下
(大船渡町)	大和田 ヨシ (96)	下船渡
	橋爪 サツ子 (90)	地ノ森
	新沼 一郎 (72)	砂子前
	吉野 フミ子 (96)	地ノ森
(末崎町)	村上 金弥 (64)	大豆沢
(赤崎町)	佐藤 實 (90)	山口
	熊澤 ハナ子 (87)	鳥沢
	伊東 泰江 (47)	沢田
	小松 イチノ (100)	石橋前
(猪川町)	佐々木 久美子 (73)	富岡
(立根町)	今野 先治 (84)	野尻
	平澤 信一 (82)	細野
	今野 光雄 (87)	野尻
(三陸町綾里)	野々浦 マサノ (93)	大明神
(三陸町越喜来)	刈谷 官一 (86)	前田
(三陸町吉浜)	柏崎 ナカ (104)	中井
	柏崎 キヨ (95)	中井

マイナンバーの 通知カードが廃止されます

「マイナンバーの通知カード」(緑色の紙製のカード)は、本年5月下旬で廃止される予定です。廃止後は再発行および氏名・住所などの変更手続きができなくなりますので、住所などの変更の記載が済んでいない人は、廃止前に手続きに来庁ください。

▷問い合わせ先

市民環境課市民登録係(☎内線123)

(15) 広報大船渡 令和2年5月8日号(No. 1174)

▷問い合わせ＝市役所☎0192⑦3111

大船渡市スポーツ施設 整備基本計画検討委員会 委員を募集します

市は、本年度設置する大船渡市スポーツ施設整備基本計画検討委員会において、市民参画を推進し、市民の声を計画に反映させることを目的に、次のとおり委員を募集します。

▷応募資格＝市内在住の18歳以上(令和2年4月1日現在)の人で、スポーツに関心のある人。
※ただし、市で設置する他の審議会などの委員や、国・地方公共団体の議員、常勤の公務員は応募できません。

▷募集人数＝若干名

▷募集期限＝5月15日(金)まで

▷応募方法＝所定の様式に記入の上、郵送、持参、またはEメールで申し込みください。応募用紙については、生涯学習課に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます。

▷選考方法＝書類審査の上決定し、通知します。

▷報酬＝出席に応じて報酬および費用弁償が支給されます。

▷応募・問い合わせ先

生涯学習課スポーツ推進係(内線☎288)

Eメール: ofu_syo-gaku@city.ofunato.iwate.jp

2020年工業統計調査 に協力ください

2020年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象(6月1日時点)に実施します。この調査は、わが国における工業の実態を明らかにすることを目的とした調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査になります。

調査の結果は、中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されることから、調査の趣旨・必要性をご理解の上、回答に協力ください。

※同時に「経済構造実態調査」を実施しています。

対象の事業所などは、両調査の回答に協力ください。

▷問い合わせ先＝商工課統計係(☎内線107)



花壇整備の様子

復興市は年に4回(5月・6月・9月・11月)、赤崎グラウンド隣り特設会場で開催しています。
昨年は赤崎中学校の生徒もブリスを構え、地域の市を盛り上げました。また神戸大学の学生らも応援に駆け付け、地元で生産された野菜や魚介類、菓子、手作り品、たこ焼

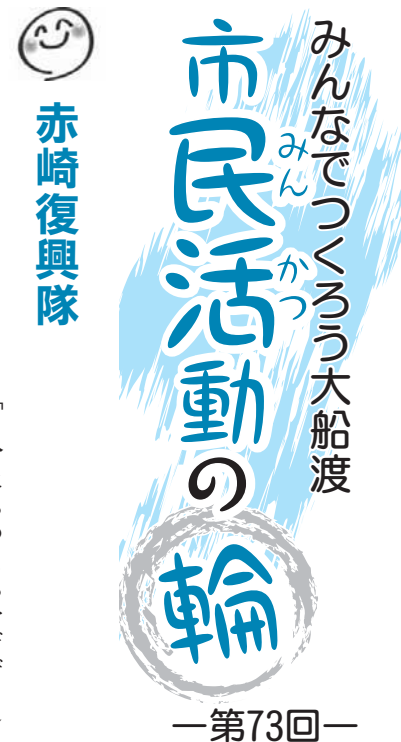
■赤崎復興市

「自分たちのまちをデザインしよう」「まちににぎわいを取り戻そう」と呼び掛け、平成24年11月に赤崎復興隊を結成しました。
■震災を後世に伝える
防災交流ゾーンの整備として、災害に対する備えが学べます。聞いて、見て、体験する、体験型防災学習の場を目指します。

復興市の様子



きや絵本なども販売しました。
■子どもたちに夢を
スポーツ交流ゾーンの整備やさまざまな地域行事も継続できるような整備を目指します。
▽問い合わせ先Ⅱ赤崎復興隊事務局(☎②9833)
※赤崎地区公民館内



市は、ともに協働するまちづくりを目指しています。
このコーナーでは、大船渡市民活動支援センターの協力のもと、市内の市民活動団体やイベント情報などを紹介します。第73回は、赤崎復興隊の紹介です。

市民活動インフォメーション

学習支援団体「世光会」 受講生募集のお知らせ

何らかの事情で塾に行けない中学生を対象に、数学の学習指導をしています。携帯電話やラインを使った指導です。添削指導もしています。

希望者はボランティア団体「世光会」佐々木までご連絡ください。

▷連絡先: 090-3583-6527

▷メールアドレス:

nobuo.s3566@au.com

市民活動団体の 新型コロナウイルス対策のご相談

現在、新型コロナウイルスの影響でNPO活動やボランティア活動に支障を来している団体も多いかと思います。大船渡市市民活動支援センターでは、市民活動団体の団体運営、助成金、制度利用などさまざまな相談を受け付けています。

また、ホームページ、ツイッター、ブログ、フェイスブック、メールニュースなどでも情報を発信していますので、ご覧ください。

※来訪者が重なることでの過密化を避けるために、相談の際はメールや電話で事前に連絡ください。



メールニュース配信
申し込みフォーム

■大船渡市市民活動支援センター ※フェイスブック、ブログ、ツイッターを随時更新中

▷所在地＝大船渡町字野々田10-3(キャッセン・モール&パティオB棟5220) ▷電話＝⑦5702 ▷時間＝午前10時～

午後6時【月～金曜日(祝日を除く)】 ▷ホームページ＝http://ofunatocity.com/ ▷Eメール＝shimin@ofunatocity.jp

(14)

明日に向かって

ともに創る ⑨⑨

大船渡市長 戸田公明

吉浜太陽光発電所について

去る3月27日、吉浜地区拠点センターにて、新型コロナウイルス感染症対策中のため、参加者を地域公民館長の皆様などに限定して、太陽光発電事業の計画変更に関する説明会を開催しました。これは次の2つの趣旨から行ったものです。

1つ目は、荒金山と大窪山における太陽光発電事業計画に対し、昨年末、吉浜地区から反対署名簿提出を受けたため、市から事業者への旨連絡し、現況下では市有地の賃貸が難しいことを伝えたところ、事業者が住民生活と環境への影響を再検討し、事業計画を変更しました。

その内容と、事業に対する市の基本的な姿勢について説明する必要がありますが、ためであり、また、2つ目は、事業計画の変更により、事業者が太陽光パネル設置場所を大窪山に限定することとし、新たに大窪山（県立自然公園）での工事の許可を得るた

め、3月上旬に大船渡市に許可申請（土地賃貸借とは別の話）を提出しました。事業者においては、できるだけ早く、申請内容について、地域の皆さんに説明する必要があるためであります。

説明会の様子につきましては、当広報の「吉浜地区太陽光発電事業に関する説明会を開催しました」に掲載しておりますので、ぜひお目通し願います。

ここで改めて、太陽光発電事業に対する市の考えを述べさせていただきます。

①地球温暖化の影響として「豪雨・台風が多発など自然災害が毎年増加しつつあること」、

「海水温上昇に伴い三陸沿岸の主力魚種であるサケ・サンマの漁場が遠隔化し漁獲量が減少しつつあること」などに見られるように、地球温暖化の抑止は全人類にとって喫緊の課題であり、再生可能エネルギーへの転換は不可欠である。

②太陽光発電事業は、地球温暖化対策になると同時に、「地元企業への工事発注により地元経済の振興につながる」と、「納税者が少なくなり続ける時代に、市有地を有効活用し税収増を図ることは市民サービスの維持・向上につながる」と、「事業者により地元へ利益還元がなされること」など、地域発展に資する。

③市内に適地があり、そこで発電事業を計画する企業があれば、計画が適切である限り実現に向けて支援したい。

④市としては、事業の意義、工事計画、市の対応などについて地域住民の皆様に説明を行い、理解を得るように努め、事業実施につなげたい。

以上が市の基本的な考え方であり、あります。

4月17日、全国に緊急事態宣言が発せられました。新型コロナウイルス感染症対策の今後の推移を勘案しながら、住民の皆様を対象に説明会を開催したいと考えておりますので、ご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

第66回大船渡市民芸術祭参加団体を募集

9月から12月までの間に開催予定の市民芸術祭に参加していただける団体やサークルを募集しています。

芸術文化活動の成果を発表する場として、市民芸術祭へ参加してみませんか。

舞踊や演劇、合唱、演奏会などの舞台芸術のほか、絵画や書道、華道、工芸などが一堂に会する総合美術展への出展など、ジャンルを問わず幅広く募集しますので、お気軽に応募ください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により内容が



変更となる場合があります。変更となった場合はあらためてお知らせします。

▷応募資格＝市内で行われる芸術文化活動に関わる団体・サークル（主たる出演者および出展者到大船渡市民が含まれていること）

▷会場＝リアスホール、カメラアホール、三陸公民館など

▷応募締切日＝5月29日（金）

▷応募先／問い合わせ先

大船渡市民芸術祭実行委員会事務局

【生涯学習課芸術文化係（☎内線288）】

